

入 学 試 験 問 題



地 理 歴 史

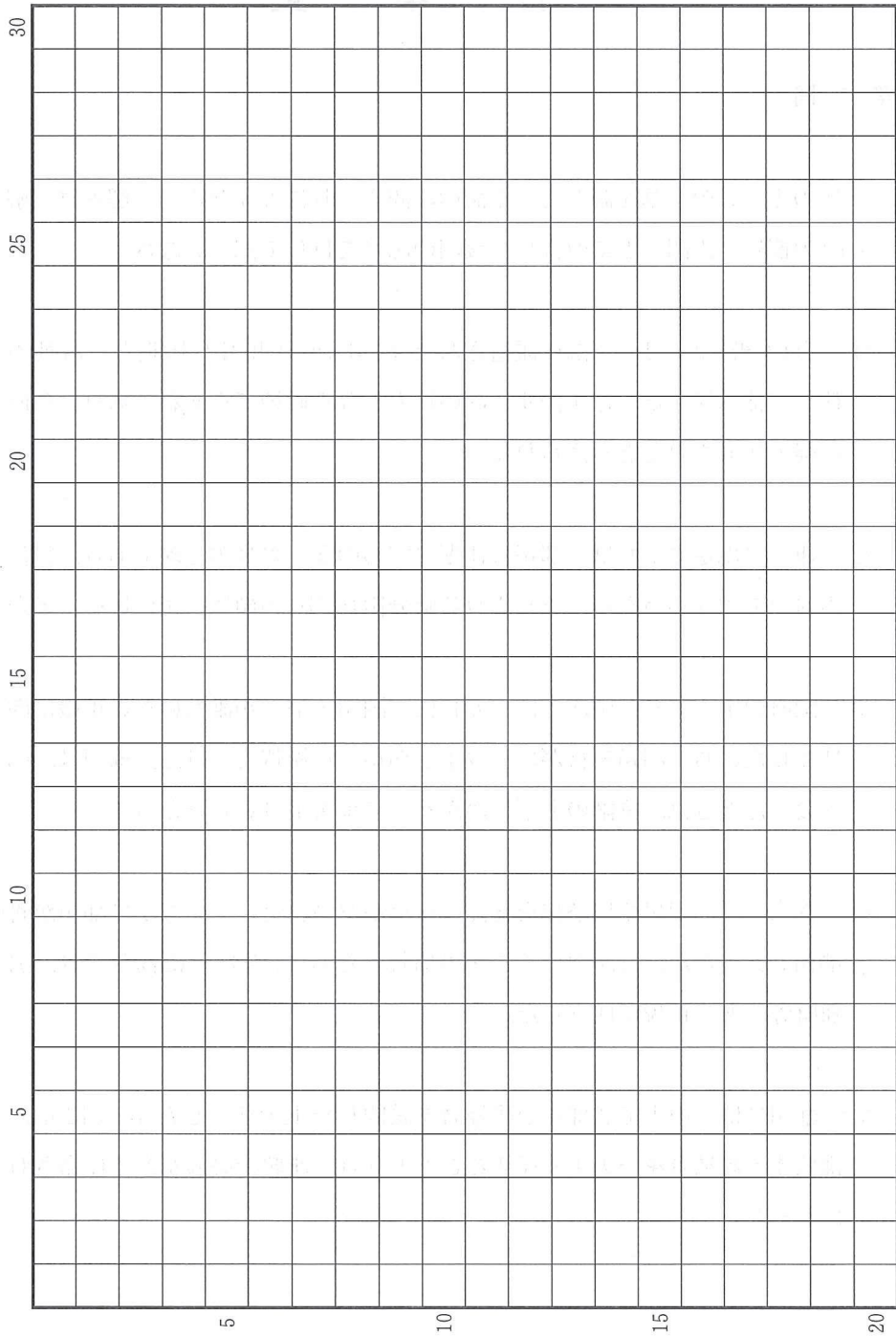
(配点 120 点)

平成 28 年 2 月 26 日 9 時 30 分—12 時

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 問題はすべて新課程と旧課程とに共通です。
- 3 この問題冊子は全部で 43 ページあります(本文は日本史 4 問 4～15 ページ, 世界史 3 問 16～27 ページ, 地理 3 問 28～43 ページ)。
落丁, 乱丁または印刷不鮮明の箇所があったら, 手を挙げて監督者に知らせなさい。
- 4 日本史, 世界史, 地理のうちから, あらかじめ届け出た 2 科目について解答しなさい。
- 5 解答には, 必ず黒色鉛筆(または黒色シャープペンシル)を使用しなさい。
- 6 解答は, 1 科目につき 1 枚の解答用紙を使用しなさい。
- 7 解答用紙の指定欄に, 受験番号(表面 2 箇所, 裏面 1 箇所), 科類, 氏名を記入しなさい。指定欄以外にこれらを記入してはいけません。
- 8 解答は, 必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 9 解答用紙表面上方の指定された()内に, その用紙で解答する科目名を記入しなさい。
- 10 解答用紙表面の上部にある切り取り欄のうち, その用紙で解答する科目の分のみ 1 箇所をミシン目に沿って正しく切り取りなさい。
- 11 解答用紙の解答欄に, 関係のない文字, 記号, 符号などを記入してはいけません。また, 解答用紙の欄外の余白には, 何も書いてはいけません。
- 12 この問題冊子の余白は, 草稿用に使用してもよいが, どのページも切り離してはいけません。
- 13 解答用紙は, 持ち帰ってはいけません。
- 14 試験終了後, 問題冊子は持ち帰りなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



日 本 史

第 1 問

次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(イ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 『日本書紀』には、東国に派遣された「国司」が、646年に国造など現地の豪族を伴って都へ帰ったことを記す。評の役人となる候補者を連れて帰り、政府の審査を経て任命されたと考えられる。
- (2) 律令の規定によれば、郡司は任期の定めのない終身の官職であり、官位相当制の対象ではなかったが、支給される職分田(職田)の額は国司に比べて多かった。
- (3) 国府の中心にある国庁では、元日に、国司・郡司が誰もいない正殿に向かって拝礼したのち、国司長官が次官以下と郡司から祝賀をうけた。郡司は、国司と道で会ったときは、位階の上下にかかわらず馬を下りる礼をとった。
- (4) 郡家には、田租や出挙稲を蓄える正倉がおかれた。そのなかに郡司が管轄する郡稲もあったが、ほかのいくつかの稲穀とともに、734年に統合され、国司の単独財源である正税が成立した。
- (5) 郡司には、中央で式部省が候補者を試問した上で任命したが、812年に国司が推薦する候補者をそのまま任ずることとなり、新興の豪族が多く任命されるようになった。

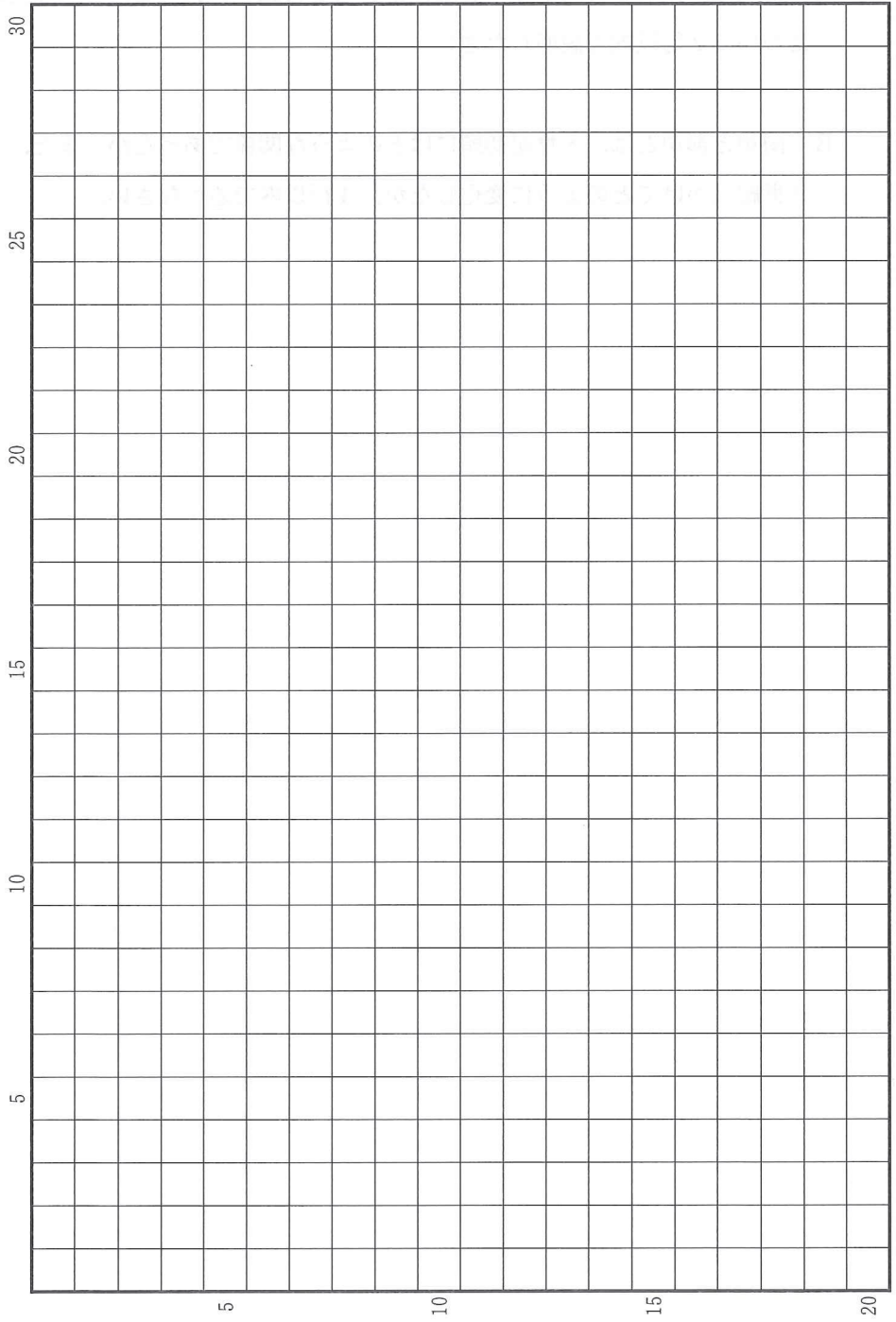
設 問

A 郡司は、律令制のなかで特異な性格をもつ官職といわれる。その歴史的背景について2行以内で説明しなさい。

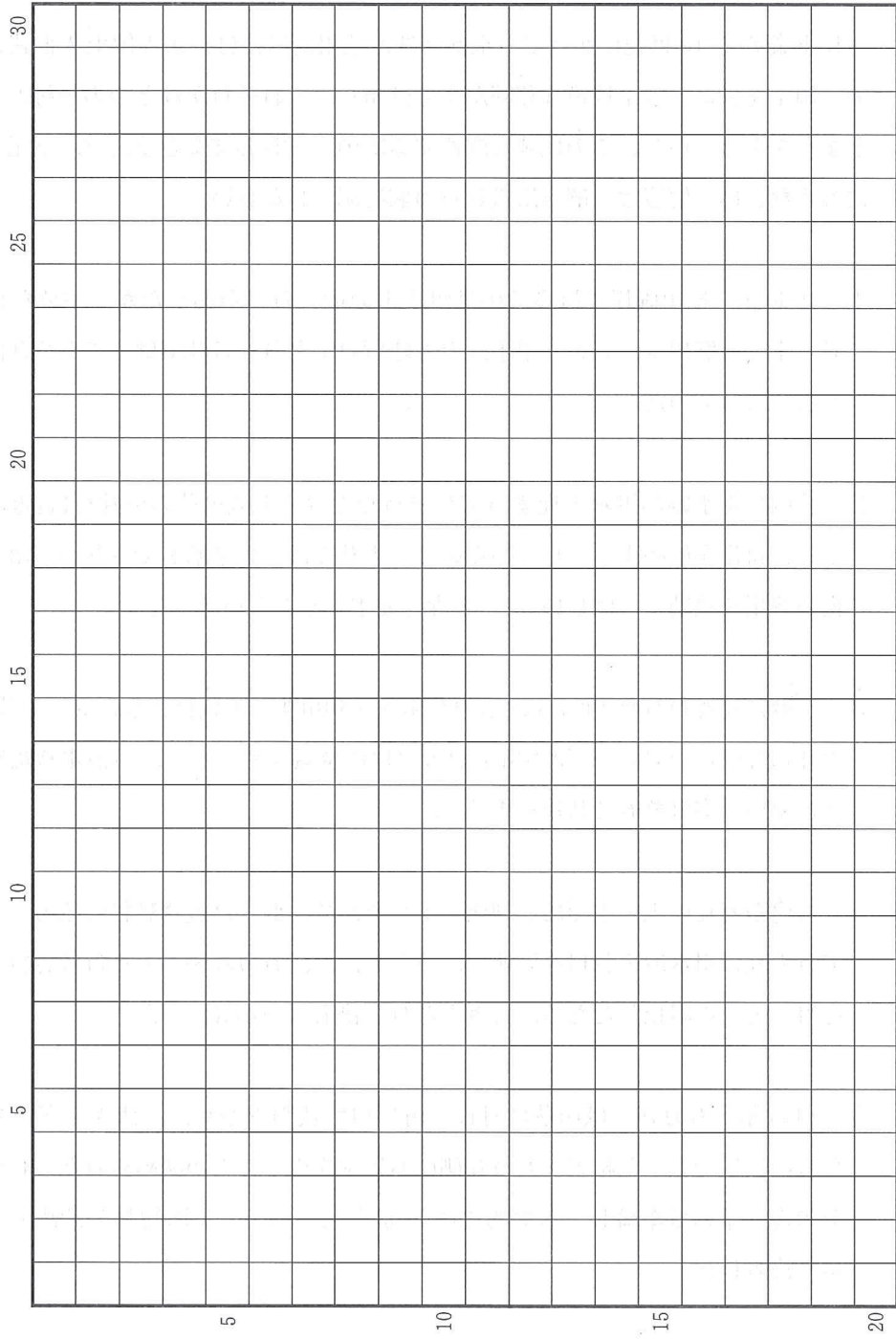
B 国司と郡司とは、8世紀初頭にはどのような関係であったか。また、それは9世紀にかけてどのように変化したか。4行以内で述べなさい。

A large grid of graph paper for writing answers, consisting of a 20x20 grid of squares.

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



第 2 問

15 世紀から 16 世紀にかけて、京都郊外の桂川流域には、東寺領上久世荘をはじめ、領主を異にする小規模な荘園が多く分布し、それぞれがひとつの惣村としてまとまりをもっていた。この地域に関連する次の(1)~(5)の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。解答は、解答用紙(口)の欄に記入しなさい。

- (1) 15 世紀、桂川両岸には多くの灌漑用水の取入れ口があったが、主要な用水路は、十一カ郷用水、五カ荘用水などと呼ばれており、各荘園はそこから荘内に水を引き入れていた。
- (2) 荘内の用水路が洪水で埋まってしまったとき、上久世荘の百姓らは「近隣ではすでに耕作を始めようとしているのに、当荘ではその準備もできない。用水路修復の費用を援助してほしい」と、東寺に要求することがあった。
- (3) 旱魃かんぼつに見舞われた 1494 年、五カ荘用水を利用する上久世荘など 5 つの荘園(五カ荘)の沙汰人らは、桂川の用水取入れ口の位置をめぐって、石清水八幡宮領西荘と争い、室町幕府に裁定を求めた。
- (4) 幕府が西荘の主張を認める判決を下したため、西荘は近隣惣村に協力を要請して五カ荘の用水取入れ口を破壊しようとしたが、五カ荘側もまた近隣惣村の協力を得てそれを阻止したため、合戦となり、決着はつかなかった。
- (5) 1495 年、五カ荘では西荘に対して再び用水裁判を始め、沙汰人らがみずから幕府の法廷で争った結果、五カ荘側にも用水を引くことが認められた。しかし、その後も争いは継続し、最終的には 1503 年になって、近隣惣村の沙汰人らの仲裁で決着した。

設 問

灌漑用水の利用による生産の安定をはかるため、惣村はどのような行動をとったか。近隣惣村との関係に留意しながら、5行以内で述べなさい。

第 3 問

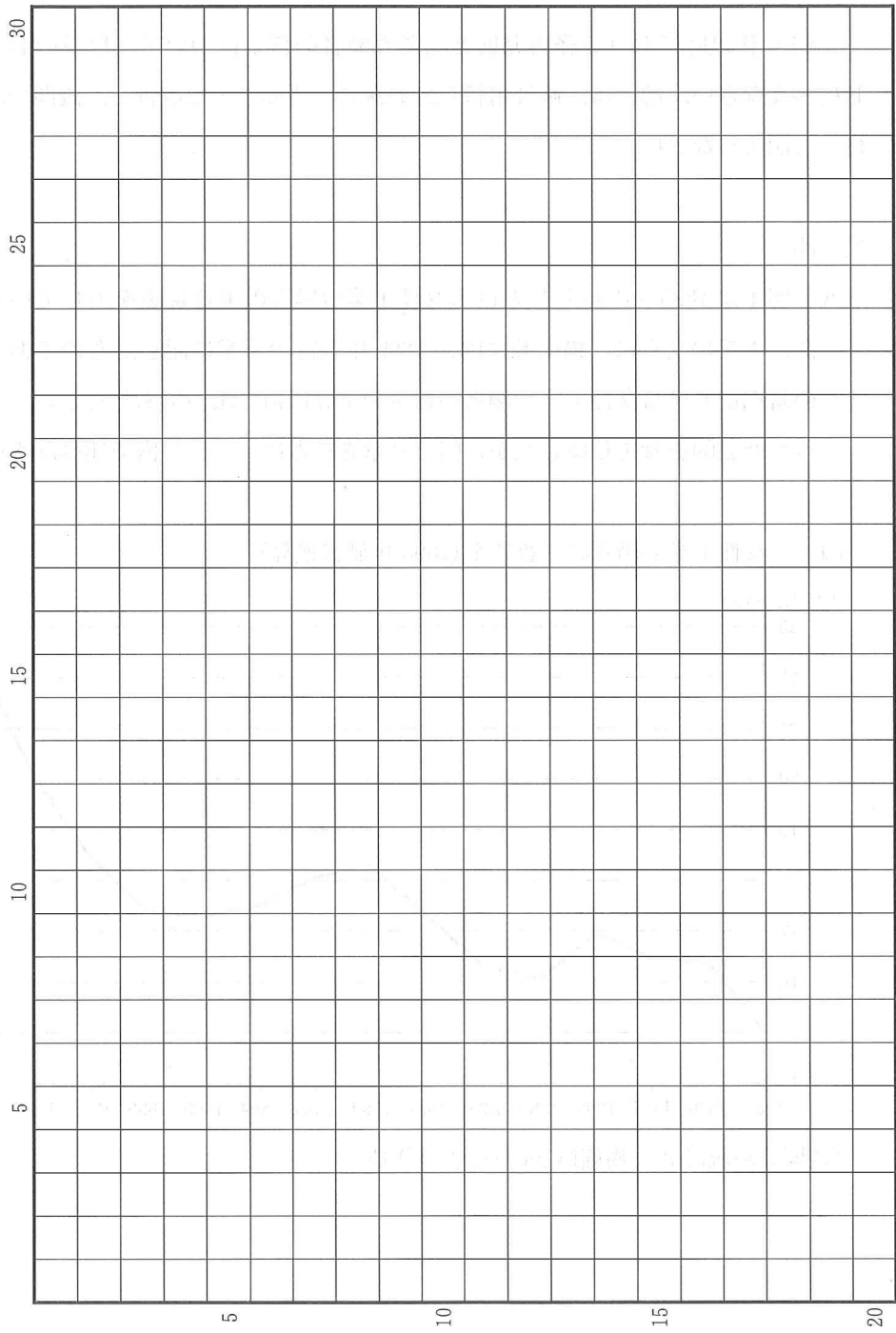
次の(1)～(4)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(ハ)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

- (1) 1609年、徳川家康は、大坂以西の有力な大名から五百石積み以上の大船をすべて没収し、その所持を禁止した。想定されていたのは、国内での戦争やそのための輸送に用いる和船であり、外洋を航海する船ではなかった。
- (2) この大船禁止令は、徳川家光の時の武家諸法度に加えられ、その後、原則として継承された。
- (3) 1853年、ペリー来航の直後、幕府は、全国の海防のために、外洋航海が可能な洋式軍艦の建造を推進することとし、大船禁止令の改定に着手した。
- (4) その改定の担当者は、「寛永年中」の大船禁止令を、当時の対外政策にもとづいた家光の「御深慮」だったと考え、大船を解禁すると、大名が「外国へ罷り越し、又海上の互市等」を行うのではないかと危惧した。

設 問

- A 徳川家康が大船禁止令を出した理由を、当時の政治情勢をふまえて、2行以内で述べなさい。
- B 幕末には、大船禁止令の理解のしかたが当初と比べ、どのように変化しているか。3行以内で述べなさい。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



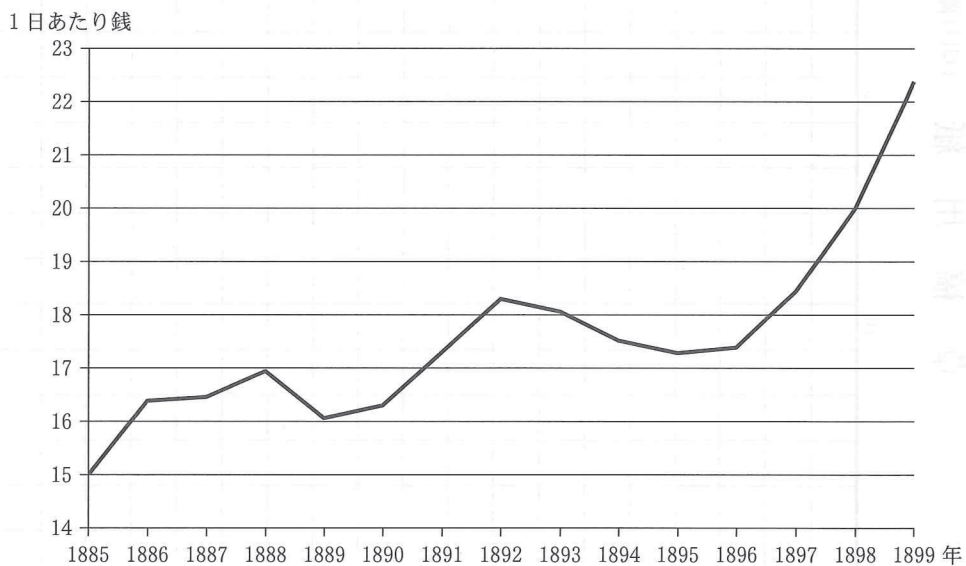
第 4 問

1880年代以降における経済発展と工業労働者の賃金について、以下の設問A・Bに答えなさい。解答は、解答用紙(二)の欄に、設問ごとに改行し、設問の記号を付して記入しなさい。

設 問

A 図1は1885～1899年における女性工業労働者の実質賃金を表している。また、下記の文章は、横山源之助が1899年刊行の著書に記したものである。この時期における女性工業労働者の賃金の上昇は何によってもたらされ、どのような社会的影響を及ぼしたか。図と文章を参考に、2行以内で述べなさい。

図1 女性工業労働者の実質賃金(1898年価格換算)



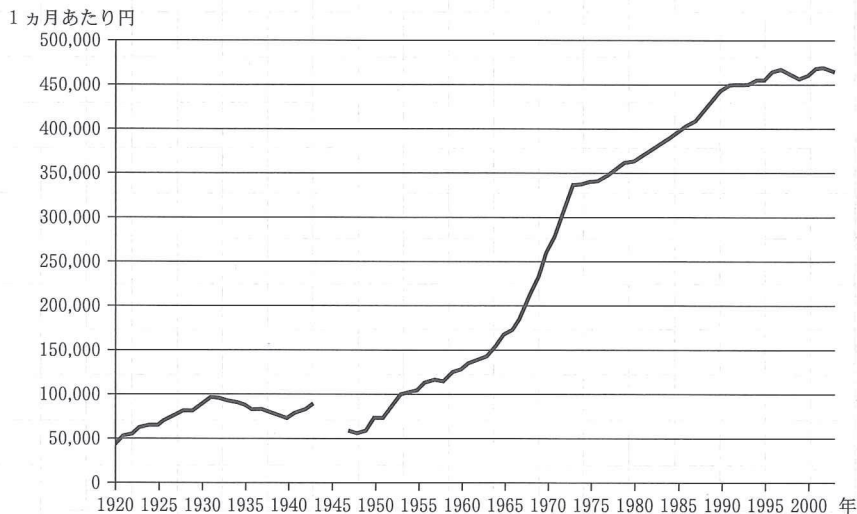
『長期経済統計8 物価』(1967)により作成。

都会はもちろん、近年、地方においても^{げじょ}下女(住み込みの女性使用人)が不足していることを頻繁に聞く。(中略)この状況について、下女を雇う人々は、「近頃の下女は生意気でどうしようもない、まったく、下女のくせに」とつぶやいている。(中略)^{はたおり}機織工女も、製糸工女も、下女の賃金とくらべれば非常に高い賃金を受け取っている。年配の女性は別として、以前ならば下女として雇われていた若い女性が、皆、工場に向かうのは当然である。(中略)下女の不足とは、ある意味、工業の進歩を意味するものであり、また、下女の社会的地位を高めるものであって、私は深くこれを喜ぶたい。

『日本之下層社会』(現代語訳)

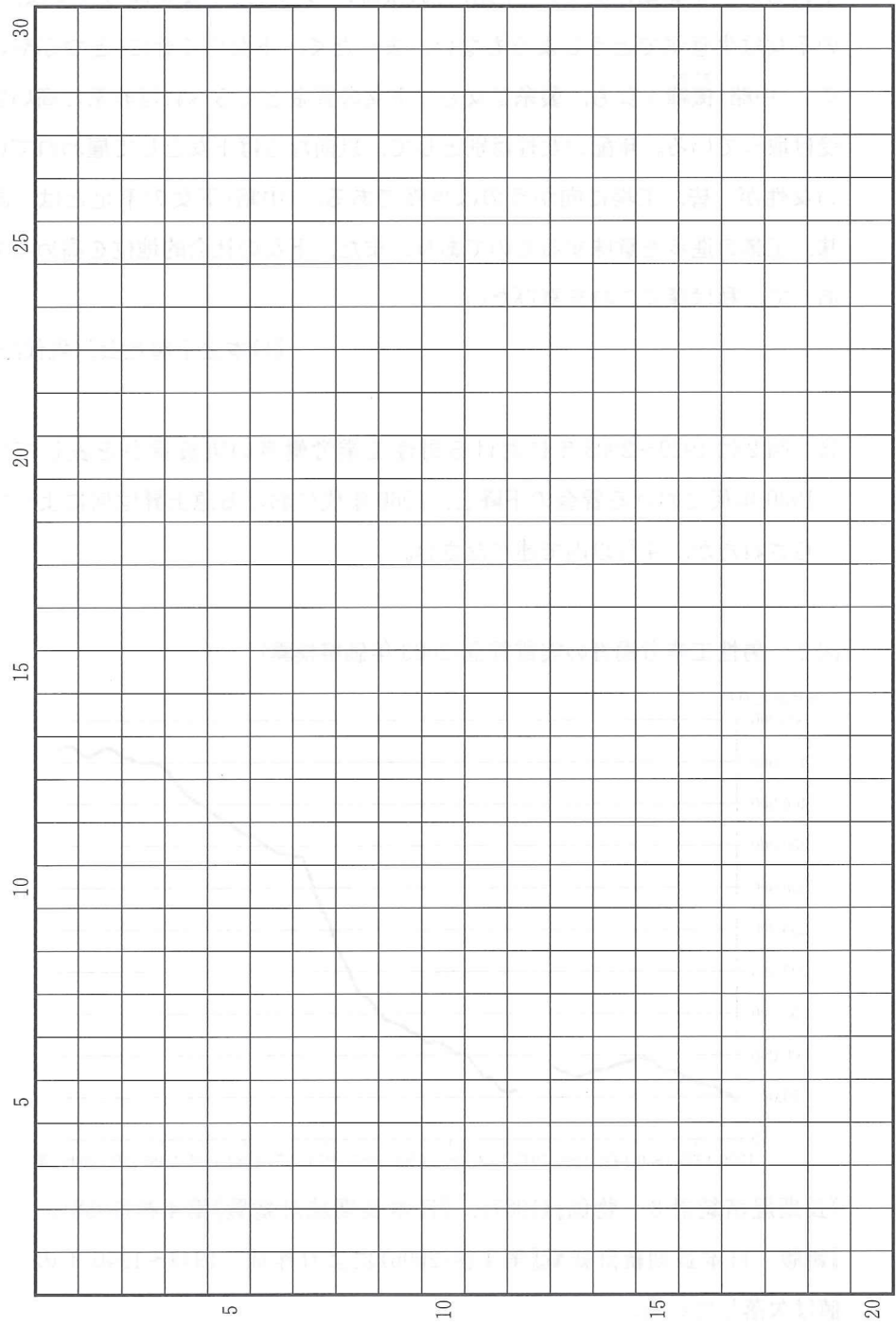
B 図2は1920～2003年における男性工業労働者の実質賃金を表している。1930年代における賃金の下降と、1960年代における急上昇は何によってもたらされたか。4行以内で述べなさい。

図2 男性工業労働者の実質賃金(2003年価格換算)



『長期経済統計8 物価』(1967), 『日本長期統計総覧』第4巻(1988), 『新版 日本長期統計総覧』第4巻(2006)により作成。1944～1946年の値は欠落している。

草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)



草稿用紙 (切り離さないで用いよ。)

